

目次

はしがき
執筆者一覧
主な法令・判例・文献等の略記法

序章 民事執行法改正の意義と概要 ————— 山本和彦

1 改正の経緯	2
2 債務者の財産状況の調査に関する規定の整備	4
(1) 財産開示手続の見直し	4
(2) 第三者からの情報取得手続の新設	5
3 不動産競売における暴力団員の買受け防止	6
4 子の引渡しの強制執行に関する規定の整備とハーグ条約実施法の改正	7
(1) 子の引渡しの強制執行	7
(2) ハーグ条約実施法の子の返還の強制執行手続の改正	9
5 債権執行事件の終了に関する規律の見直し	10
6 差押禁止債権に関する規律の見直し	10

第1章 財産開示手続の見直し ————— 古賀政治

1 改正前の財産開示手続の問題点と今回の改正の経緯	15
(1) 財産開示制度の創設	15
(2) 平成15年の担保・執行法の改正による財産開示制度創設の背景	16
(3) 財産開示手続の利用状況	16
(4) 今回の民事執行法改正による財産開示手続の見直し	17
2 財産開示手続申立権者の範囲の拡大	18
(1) 財産開示手続申立権者の範囲拡大の概要	18
(2) 財産開示手続申立権者の範囲拡大についての議論	18
(3) 改正法による財産開示手続申立権者の拡大	20

(4) 仮処分命令に基づく財産開示手続の申立て	21
3 手続違背に対する罰則の見直し	22
(1) 見直しの概要	22
(2) 見直しの趣旨	22
(3) 手続違背に対する制裁の対象	22
(4) 正当な理由	23
(5) 罰則の内容	24
4 見送られた論点	24
(1) 先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直しの見送り	24
(2) 再施制限の緩和	27
5 財産開示手続改正の評価と実務への影響	28
(1) 執行証書等の活用	28
(2) 財産開示手続違背に対する制裁強化による手続遵守	28
6 新たに設けられた第三者からの財産情報取得手続との関係	29
(1) 財産開示前置の第三者からの不動産情報取得手続と勤務先情報取得手続	29
(2) 財産開示手続と第三者からの情報取得手続の共通要件	30
7 実務における財産開示手続と第三者からの情報取得手続の利用の仕方	30
8 公示送達規定の適用の有無	31

第2章 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の意義 ————— 垣内秀介

1 初めに	34
2 制度新設の背景	35
(1) 債務者財産に関する情報取得の必要性	35
(2) 他の諸制度との関係	36
3 立案の経緯	41
(1) 法制審議会諮問に至る経緯	41
(2) 法制審議会民事執行法部会における審議	42

4 新たな制度の特徴	49
5 制度新設の理論的意義	51
6 終わりに	52

第3章 公的機関から債務者財産に関する情報(不動産情報、給与債権情報)を取得する制度 ————— 鷹取信哉

1 公的機関の守秘義務との関係	56
(1) 公的機関の守秘義務	56
(2) 執行裁判所が提出を命じ得る情報の範囲	57
(3) 金銭債権の範囲の限定	59
(4) 財産開示手続の先行実施	60
2 対象となる情報の意義	60
(1) 不動産に係る情報について	60
(2) 給与債権に係る情報について	64
3 債務名義の債権の種類	70
(1) 不動産情報に係る情報取得手続における債権の種類	70
(2) 給与債権情報の取得手続における債権の種類	71
(3) 実務上の留意点	72
4 財産開示手続の先行実施	73
(1) 財産開示手続との関係	73
(2) 財産開示期日における手続の実施の意義	73
(3) 実務上の問題点	74

第4章 債務者の預貯金債権等に係る情報の取得制度 ————— 中原利明

1 対象となる情報の意義、債権回収における情報の有意性	78
(1) 預貯金債権の差押方法の工夫	79
(2) 弁護士法23条の2第2項に基づく照会(23条照会)の活用	82
2 情報取得の対象となる預貯金債権の範囲	84
(1) 預貯金債権に関する情報	84

(2) 振替社債等に関する情報	85
3 債務者と第三者との利益調整、情報提供に伴う第三者の免責	86
(1) 債務者財産開示と銀行等の固有の利益との関係	86
(2) 銀行等・振替機関等の守秘義務との関係	87
4 財産開示手続との関係	88
(1) 財産開示手続	88
(2) 債務者の預貯金債権等の情報取得手続	89
5 銀行等、振替機関等からの情報取得の具体的な手続	90
(1) 申立書の記載事項	90
(2) 情報の提供を命じられた第三者が提供すべき情報	91
(3) 情報の提供の方法	91
(4) 費用の請求	92

第5章 第三者から債務者財産に関する情報を

取得する制度の要件 ————— 青木 哲

1 第三者から債務者財産に関する情報を取得する理論的根拠	94
(1) 債権者が債務者財産に関する情報を取得する必要性	95
(2) 第三者からの情報取得を受忍すべき債務者の義務	97
(3) 第三者の情報提供義務の根拠	97
(4) 情報の提供を求められる第三者の不利益	99
(5) 守秘義務や個人情報保護との関係	99
2 第三者からの情報取得手続の要件の概要	100
3 財産開示手続と共通する要件	102
(1) 申立権者	102
(2) 執行開始の一般的要件	104
(3) 強制執行等の不奏功またはその見込み	104
(4) 執行障害	105
4 手続の再実施	106
(1) 財産開示手続の再実施の制限	106
(2) 財産開示手続の実施後の第三者からの情報取得手続の実施	106

(3) 第三者からの情報取得手続の再実施	107
5 財産開示手続の先行（前置）の要否	108
(1) 財産開示手続を先行させることの意義	108
(2) 公的機関からの情報取得手続	110
(3) 金融機関からの情報取得手続	111
6 先行して財産開示手続が実施された場合	112
(1) 陳述義務の一部免除の許可がされた場合	112
(2) 執行不奏功等の要件との関係	113
7 比較法的検討——財産開示手続の先行の要否を中心に	113
(1) ドイツ法における執行官による第三者からの情報取得の要件	114
(2) 情報自己決定権と比例原則	115

第6章 第三者からの情報取得のための手続 — 勅使川原 和彦

1 管轄	120
2 申立手続の概要	121
(1) 申立人	121
(2) 制度の対象となる第三者と情報の範囲	121
(3) 情報取得の要件と手続	123
3 手続（金融機関等からの情報取得の手続と財産開示手続）の選択（予備的申立て等）	126
4 債務者への告知とその時期	128
(1) 債務者の不動産・給与債権に係る情報の取得手続における決定の告知	128
(2) 金融機関等からの預貯金債権等に係る情報の取得手続における、情報提供を命ずる決定の告知	128
(3) 第三者からの情報取得手続における情報提供の告知	129
(4) 金融機関等からの預貯金債権等に係る情報の取得手続における、申立却下決定の告知	130
5 債務者、第三者からの不服申立ての可否	130
(1) 債務者からの不服申立て	130

(2) 第三者からの不服申立て	131
6 第三者による提供拒絶・不実情報の提供と制裁、債権者の保護・救済	132
7 附則関係	133

第7章 第三者から提供された情報の利用 ————— 加藤文人

1 取得情報に基づく強制執行と、その時期選択	136
2 記録の閲覧等の制限、情報の目的外利用に対する制裁	138
3 目的内利用と目的外利用の限界	139
(1) 目的内利用に該当する場合	139
(2) 目的外利用として禁止される場合	139
4 弁護士会照会の事例	140
(1) 弁護士会照会によって入手した情報の目的外使用の禁止	140
(2) 懲戒事例および懲戒不相当事例	141
(3) 各事例の検討	142
(4) 弁護士会照会によって取得した情報を依頼者に開示することの問題点	144
5 結論	145

第8章 不動産競売における暴力団の

買受防止の方策 ————— 小島浩一

1 暴力団の買受防止の方策導入の背景	148
(1) 暴力団対策の変容	148
(2) 不動産分野における民間・行政の暴力団排除の取組みの進展	150
(3) 競売手続における暴力団による不動産買受けの実態	151
(4) 不動産競売において暴力団の買受防止を求める動き	152
2 理論的検討と問題点の克服	153
(1) 不動産競売手続で暴力団の買受防止を行う上での問題点	153
(2) 理論的問題点について	155
(3) 買受防止策構築の上での問題点を踏まえて採用された方策	155

(4) 買受けが禁止される者の範囲について	156
(5) 採用されなかった方策	158
3 競売手続への影響	158
(1) 買受申出の際の陳述	158
(2) 買受申出の際に提出すべき情報の増加	159
(3) 買受けが禁止される者であるか否かの裁判所の判断方法	160
(4) 期間への影響	161
(5) 執行抗告	162

第9章 債権執行事件の終了をめぐる

規律の見直し ————— 阿多博文

1 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しの必要性	164
(1) 差押命令発令後の執行裁判所による事件管理の必要性	164
(2) 債権執行事件の終了が不安定なことによる不利益	166
(3) 見直しの方向性	167
2 見直しの法的な枠組み	168
(1) 法的な枠組みの検討	168
(2) 検討のプロセス	168
(3) 見直しの射程距離——債権仮差押えとの関係	171
3 支払を受けていない旨の届出（改正法155条5項・6項）	172
(1) 差押債権者が支払を受けていない旨の届出を提出する理由	172
(2) 支払を受けていない旨の届出の内容、届出の方式（改正規137条の2）	172
(3) 支払を受けていない旨の届出期間	173
(4) 届出期間前の届出（改正法155条8項）	174
(5) 複数の届出時期と解釈問題	175
4 差押命令の取消決定	176
(1) 取消決定の告知と通知	176
(2) 取消決定確定の効果	176
(3) 取消決定確定後の第三債務者による支払	177

5 差押債務者への差押命令等の送達未了事件における規律の創設 …	177
(1) 事件を進行させる必要性 ……………	177
(2) 法的な枠組みの検討 ……………	178
(3) 見直しの射程距離 ……………	179
6 送達すべき場所の申出 (改正法145条7項・8項) ……………	180
(1) 不送達の場合の手続の流れ ……………	180
(2) 申出命令の対象・告知・不服申立て ……………	181
7 差押命令の取消決定 ……………	182
(1) 取消決定の告知と通知 ……………	182
(2) 取消決定に対する差押債権者の執行抗告 ……………	182
(3) 取消決定の確定 ……………	182

第10章 差押禁止債権に関する規律の見直し —— 三上 理

1 改正に至る経緯等 ……………	184
(1) 民事執行における債務者保護 ……………	184
(2) 給与債権の差押えによる債務者の困窮を防ぐための制度 ……………	186
(3) 債務者の生活保障の観点から見た改正前法の問題点 ……………	187
(4) 法改正に向けた検討 ……………	189
2 改正法の内容等 ……………	191
(1) 改正法の概要 ……………	191
(2) 取立権の発生時期の見直し等 ……………	192
(3) 差押禁止範囲変更の手続の教示 ……………	194
3 改正法の運用における課題 ……………	195
(1) 附帯決議 (留意事項) ……………	195
(2) 債務者に配慮した手続の必要性 ……………	196
(3) 債務者が自ら容易に申立てができるようにするための工夫 ……………	196
(4) 専門家による支援を容易に得られるようにするための工夫 ……………	197
(5) 今後の運用状況を勘案して必要に応じて更なる改善を図るべき こと ……………	198
4 改正法に盛り込まれなかった点 (今後の立法課題) ……………	198

(1) 附帯決議 (留意事項) ……………	198
(2) 法定の差押禁止範囲の見直し ……………	199
(3) 差押禁止範囲変更の原則的な考え方の明文化案 ……………	201
(4) 改正法施行後の運用状況を勘案した上での再検討の必要 ……………	202
(5) その他の検討課題 ……………	203

第11章 直接的な子の引渡しに関する

規律の明確化 —— 久保野 恵美子

1 初めに ……………	206
2 子の引渡しの請求権の法的性質 ……………	207
(1) 子の引渡しを求める裁判手続 ……………	207
(2) 子の引渡しを求める請求権の性質と執行方法との関係 ……………	208
(3) 改正法における子の引渡しを求める請求権 ……………	210
3 間接強制と直接強制の関係 ……………	211
(1) 間接強制前置の採否 ……………	211
(2) 子の引渡しの直接的な強制執行の申立て ……………	213
4 同時存在原則の不適用 ……………	216
(1) 子が債務者と共にいること (同時存在) の否定 ……………	216
(2) 債権者の出頭の必要性 ……………	217
(3) 債権者に代わって子の引渡しを受ける者の出頭 ……………	218
5 終わりに ……………	220

第12章 執行場所・執行官の権限 —— 山田 文

1 債務者の占有する場所における権限 ……………	223
(1) 変更点 ……………	224
(2) 執行実務上の留意点 ……………	227
2 債務者の占有する場所以外の場所における権限 ……………	230
(1) 主な論点 ……………	230
(2) 執行実務上の留意点 ……………	232
3 執行場所の占有者の同意に代わる許可 ……………	233

(1) 変更点	234
(2) 実務上の留意点	235
4 債権者等の執行場所への出頭	236
(1) 変更点	236
(2) 執行実務上の留意点	237
5 執行官による威力の行使等	238
(1) 変更点	239
(2) 執行実務上の留意点	240

**第13章 ハーグ条約実施法に基づく国際的な子の返還の
強制執行に関する規律の見直し** ————— 芝池俊輝

1 ハーグ条約およびハーグ条約実施法の概要	244
2 国際的な子の返還の強制執行について	246
(1) 現行法に基づく実務の運用について	246
(2) ハーグ条約実施法改正に向けた動き	248
(3) 改正ハーグ条約実施法の内容	249
(4) 子の返還の強制執行の手続	250
(5) 子の心身への配慮に関する規律の新設	253